

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課）

制 度 名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>資本金 1 億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合（事業協同小組合及び協同組合連合会を含む）及び商工組合（商工組合連合会を含む）（以下「組合」という。）については、さらに繰入限度額を 10%増しとすることが認められているところ。</p> <p>本税制の割増措置の適用期限を 2 年間（平成 32 年度末まで）延長する。</p> <p>〈関係条文〉 租税特別措置法第 57 条の 9、第 68 条の 59</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (▲7,300 百万円 の内数) (百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権（共同販売・共同受注）、貸付債権（資金の貸付）等を有することとなり、その取引先は財務基盤が脆弱で倒産する確率が高い中小企業が多い。 仮に取引先が倒産した場合には、組合の財務が毀損し、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。 これらのことから、本税制措置によって中小企業の財務基盤の強化を図る必要がある。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標：32 建設市場の整備を推進する及び</p> <p>政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>施策目標：17 自動車の安全性を高める</p>																											
		政策の達成目標	本税制措置により、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。																											
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日～平成33年3月31日）																											
		同上の期間中の達成目標	組合の貸倒れに係るリスクへの対応力の確保及び経営基盤の安定・強化																											
	政策目標の達成状況	<p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移（前年同月比）】</p> <table border="0"> <tr> <td>○平成25年3月期</td> <td>▲19.2</td> <td>○平成28年9月期</td> <td>▲13.9</td> </tr> <tr> <td>○平成25年9月期</td> <td>▲13.2</td> <td>○平成29年3月期</td> <td>▲10.3</td> </tr> <tr> <td>○平成26年3月期</td> <td>▲5.8</td> <td>○平成29年9月期</td> <td>▲9.3</td> </tr> <tr> <td>○平成26年9月期</td> <td>▲14.7</td> <td>○平成30年3月期</td> <td>▲8.7</td> </tr> <tr> <td>○平成27年3月期</td> <td>▲13.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成27年9月期</td> <td>▲13.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成28年3月期</td> <td>▲13.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」（調査対象：2,600組合の役職員）</p>	○平成25年3月期	▲19.2	○平成28年9月期	▲13.9	○平成25年9月期	▲13.2	○平成29年3月期	▲10.3	○平成26年3月期	▲5.8	○平成29年9月期	▲9.3	○平成26年9月期	▲14.7	○平成30年3月期	▲8.7	○平成27年3月期	▲13.5			○平成27年9月期	▲13.3			○平成28年3月期	▲13.0		
	○平成25年3月期	▲19.2	○平成28年9月期	▲13.9																										
○平成25年9月期	▲13.2	○平成29年3月期	▲10.3																											
○平成26年3月期	▲5.8	○平成29年9月期	▲9.3																											
○平成26年9月期	▲14.7	○平成30年3月期	▲8.7																											
○平成27年3月期	▲13.5																													
○平成27年9月期	▲13.3																													
○平成28年3月期	▲13.0																													
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用事業者数</p> <p>1,312組合</p> <p>※30年度以降も同様の見込み</p>																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																												

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税率の軽減（法人税法第 66 条） ○協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法人税法第 60 条の 2） <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業税の軽減税率の適用（地方税法第 72 条の 24 の 7） ○事務所及び倉庫の固定資産税の非課税（地方税法第 348 条）等 										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—										
	要望の措置の妥当性	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる</p>										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○適用組合数（サンプル調査による推計）</p> <p>平成 27 年度 1,077 組合 平成 28 年度 1,458 組合 平成 29 年度 1,312 組合</p> <p>○適用実績（サンプル調査による推計）</p> <p>平成 27 年度 70 百万円 平成 28 年度 38 百万円 平成 29 年度 32 百万円</p> <p>貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約 3 割となっている。また、平成 27 年 8 月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」（26.3%）、「共同販売事業」（19.2%）等が多く実施されていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の実施事業の割合】（複数回答あり）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共同受注事業</td> <td style="text-align: center;">26.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共同販売事業</td> <td style="text-align: center;">19.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業資金の貸付事業</td> <td style="text-align: center;">19.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">債務保証事業</td> <td style="text-align: center;">10.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典：平成 27 年 8 月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」（有効回収組合数：2,271 組合）</p>		割合	共同受注事業	26.3%	共同販売事業	19.2%	事業資金の貸付事業	19.7%	債務保証事業	10.7%
	割合											
共同受注事業	26.3%											
共同販売事業	19.2%											
事業資金の貸付事業	19.7%											
債務保証事業	10.7%											

		<p>【引当実施組合の業種別割合の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>27.8%</td> <td>27.2%</td> <td>26.2%</td> <td>25.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>16.1%</td> <td>16.4%</td> <td>18.2%</td> <td>17.8%</td> <td>17.3%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>8.9%</td> <td>10.0%</td> <td>10.5%</td> <td>11.1%</td> <td>13.2%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>9.6%</td> <td>9.1%</td> <td>9.6%</td> <td>7.8%</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.4%</td> <td>13.6%</td> <td>11.4%</td> <td>14.4%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>13.2%</td> <td>12.0%</td> <td>11.7%</td> <td>10.4%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典：全国中小企業団体中央会調査 平成 29 年度の数值は、全国中小企業団体中央会の最新の調査内容に基づき算出予定。</p>		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	製造業	27.8%	27.2%	26.2%	25.4%	23.2%	建設業	16.1%	16.4%	18.2%	17.8%	17.3%	運輸業	8.9%	10.0%	10.5%	11.1%	13.2%	卸売業	9.6%	9.1%	9.6%	7.8%	8.2%	小売業	13.4%	13.6%	11.4%	14.4%	11.4%	サービス業	13.2%	12.0%	11.7%	10.4%	12.1%
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																							
製造業	27.8%	27.2%	26.2%	25.4%	23.2%																																							
建設業	16.1%	16.4%	18.2%	17.8%	17.3%																																							
運輸業	8.9%	10.0%	10.5%	11.1%	13.2%																																							
卸売業	9.6%	9.1%	9.6%	7.8%	8.2%																																							
小売業	13.4%	13.6%	11.4%	14.4%	11.4%																																							
サービス業	13.2%	12.0%	11.7%	10.4%	12.1%																																							
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：57 条の 9、68 条の 59 適用件数：9,055 件の内数 適用額：4,612 億円の内数</p> <p>※ 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>																																										
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																																										
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本税制措置により、貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p>																																										
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者の資金繰り DI について、前回要望時から改善しているもののマイナスで推移しており、プラスに転じていない。</p>																																										
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>○昭和 25 年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和 39 年度 貸倒引当金への変更 ○昭和 41 年度 中小企業等の特例創設（割増率 20%） ○昭和 55 年度 中小企業等の割増率の縮減（割増率 20%→16%） ○平成 12 年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成 17 年度 2 年延長 ○平成 19 年度 2 年延長 ○平成 21 年度 2 年延長 ○平成 23 年度 1 年延長 ○平成 24 年度 3 年延長 ○平成 27 年度 貸倒引当金制度の対象の限定（中小法人等） 組合等の割増率の縮減（割増率 16%→12%） ○平成 29 年度 2 年延長 組合等の割増率の縮減（割増率 12%→10%）</p>																																										